

10 月定期総会 会議録

会議の開催日時 令和5年10月11日（水）13時30分 ～ 15時30分

会議の開催場所 彦根市役所 5階 5-1・5-2会議室

会議の内容 議第36号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
議第37号 農地法第4条第1項の規定による許可申請
議第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請
議第39号 彦根市農用地利用集積計画（案）
議第40号 彦根市農用地利用集積等促進計画（案）

出席農業委員は下記のとおり

- | | |
|------------------|------------------|
| 1 大西 太郎 | 11 澤田 勘一(副会長) |
| 2 辻 宏(Bブロック長) | 12 中川 嘉和 |
| 3 田中 金二(会長) | 13 辻野 久和(Aブロック長) |
| 4 高田 克己 | 14 田附 隆司 |
| 5 吉岡 巳津夫 | 15 林 敏 |
| 6 北村 文尾 | 16 濱村 功 |
| 7 伴 孝子(副会長) | 17 疋田 菜穂子 |
| 9 小林 爲夫 | 18 西川 末美 |
| 8 北川 悟 | 19 月田 晴男 |
| 10 松宮 秀治(Cブロック長) | |

地区担当委員として出席した農地利用最適化推進委員は下記のとおり。

- 3 柴田 利治 7 堤 正雄 10 西田 忠彦 11 富江 文弘
13 中嶋 三次 21 百々 明雄

欠席した農業委員は下記のとおり。

会議に出席した事務局員は下記のとおり。

局長 林 達也 次長 大村 敏男 係長 竹中 基史
主任 竹中 係長

議案の説明のために出席した農林水産課の職員は下記のとおり。

主事 大橋 和史

当日の記録係

係長 竹中 基史

○ 議長（田中 金二）

定刻となりましたので、ただいまから10月定期総会を開会いたします。本日はお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

(会長挨拶) それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。業委員から欠席の報告がされております。

なお、本日の議案にかかる立会報告および案件説明のため、推進委員の

3 柴田 利治 7 堤 正雄 10 西田 忠彦 11 富江 文弘
13 中嶋 三次 21 百々 明雄

に出席いただいておりますので、ご報告申し上げます。

(15 横山 信人 推進委員は欠席)

続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、私から指名させていただきます。9番 小林 爲夫委員、12番 中川 嘉和委員をお願いいたします。

(欠席の場合、14 田附 隆司 15 林 敏)

それでは、会長経過報告をさせていただきます。

(会長経過報告)

それでは、今月の許可申請に係る現地調査を10月5日に実施しておりますので、立会報告をお願いいたします。

○ 吉岡 巳津夫委員

(現地調査立会報告)

※欠席の場合は、事務局代読

○ 議長 (田中 金二)

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。事務局から議題の朗読をお願いします。

○ 事務局 (竹中 係長)

議第36号 農地法第3条第1項の規定による許可申請

議第37号 農地法第4条第1項の規定による許可申請

議第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請

議第 39 号 彦根市農用地利用集積計画（案）

議第 40 号 彦根市農用地利用集積等促進計画（案）

でございます。

○ 議長（田中 金二）

【3 条申請審議】

それでは、議第 36 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請を議題として取り上げます。
事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

3 条 1 番案件

所有権の移転の 1 番案件です。こちらの農地の場所は、お浜御殿から東へ 200 m ほど向かった松原一丁目集落内の農地です。

譲渡人の●●さんは、後継者含めて耕作する人がいなくなり、この度、隣地を耕作する譲受人の●●さんに農地を売買することになりました。

既に譲受人の●●さんは、申請地に作付けもおこなっており、通作距離および常時従事要件に抵触する状況は見受けられませんし、地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件についても問題ないと思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について中嶋 三次 推進委員、濱村 功 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 中嶋 三次 推進委員

特に問題ありません。

○ 濱村 功 委員

事務局の説明のとおり、特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、2番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

3条 2番案件

所有権の移転の2番案件です。こちらの農地の場所は、（株）伊関商会 彦根支店から100mほど北西に位置する農地です。

今回、譲渡人は既に県外在住しており、農地の管理もできないこと、また、従来から申請地は譲受人が耕作していることから今回、譲受人の●●さんに贈与する話がまとまりました。

●●さんは、甘呂町内で40年農業に従事されており、常時従事要件に抵触する状況は見受けられませんし、地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件についても問題ないと思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について柴田 利治 推進委員、辻 宏 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 柴田 利治 推進委員

問題ありません。

○ 辻 宏 委員

事務局の説明のとおり、問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ご異議・ご意見ございませんか。

ー 異議なし ー

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、3番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

3条 3番案件

所有権移転の3番案件です。申請地は、農業振興地域の青地エリアの農地です。こちらの農地の場所は、出町集落の南側、近江ボードの西側に位置する農地です。

譲渡人の●●さんは、離農するため耕作者を探していたところ、知人の紹介で譲受人の●●さんに売買する話がまとまりました。

●●さんは10年の農作業歴もあり、愛荘町からの耕作ではありますが通作距離4.5kmと常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。愛荘町に所有の農地については、愛荘町農業委員会から全部効率利用要件を満たす証明の発行もいただいております。地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件についても問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について堤 正雄 推進委員、澤田 勘一 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 堤 正雄 推進委員

異議はありません。

○ 澤田 勘一 委員

愛荘町では自身で耕作していない模様。農地を購入後、農業機械をリースして耕作すること、本当に耕作してもらえるか心配している。書類上で確認できる要件は満たしているため、許可相当かと思う。今後、適正に管理されるのか観察する必要がある。

○ 議長（田中 金二）

ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、4番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

3条 4番案件

所有権移転の4番案件です。申請地は、農業振興地域の青地エリアの農地です。こちらの農地の場所は、河瀬神社から200mほど西にある農地です。

譲受人と譲渡人は親戚関係であり、従来から譲受人の●●さんが耕作されてきました。この度、

現状に即した形で正式に売買する話がまとまったものです。

農作業歴としては60年と長く、現状耕作されているため農機具等も保有されており、申請地の一部はビワの果樹が定植され、残りの畑地は耕起され適切に管理されています。常時従事要件に抵触する状況は見受けられませんし、地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件についても問題ないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について堤 正雄 推進委員、澤田 勘一 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 堤 正雄 推進委員

特に問題なし。

○ 澤田 勘一 委員

問題はありません。

○ 議長（田中 金二）

ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。

【4条申請審議】

続きまして、

議第37号 農地法第4条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

4条 1番案件

転用目的は住宅用地です。

申請地には、昭和53年頃に申請者の亡父である●●さんが農業用倉庫や住宅を建設したもので、以降宅地として利用されてきました。最近、息子さんである申請者が資産整理をしていたところ、申請地について建築確認申請は取得しているものの、土地については、農地法の許可が得

られていないことが判明していたため、申請をされたものです。

申請地は本庄町の集落内、郵便局のある本庄町交差点の斜め向かい側のあたりにある、農振白地の農地です。まず、立地基準に照らして判断しますと、周辺には住宅等が連たんしていることから、農地区分としましては第3種農地であると判断できます。第3種農地は立地基準上であり転用が可能です。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としましては、現況のまま住宅用地として利用されます。周辺農地への被害防除措置等についてですが、本件土地は里道および水路に敷地全体が囲まれているため、隣接農地はなく、問題ありません。土地改良区の意見書の他、顛末書についても添付があり、今後は農地法を遵守する旨誓約をいただいております。

その他必要書類も整っていることから、一般基準につきましても問題ないものと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について富江 文弘 推進委員、田附 隆司 委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いします。

○ 富江 文弘 推進委員

立会しましたが問題はありません。

○ 田附 隆司 委員

事務局の説明のとおり問題ありません。

○ 大西 太郎 委員

本件については、異議はない。現地写真に写っている農家住宅は外見上、新しそうに見える。建築年を建築確認書で確認していなければ、来月の定期総会にて教えてほしい。

○ 事務局（竹中 係長）

建築年の確認の旨、承知しました。

○ 議長（田中 金二）

ご異議・ご意見ございませんか。

ー 異議なし ー

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては会長許可とします。それでは、2番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

4条 2番案件

転用目的は農業用倉庫です。

申請地には、昭和46年頃に申請者の亡父である●●さんが鉄骨2階建ての農業用倉庫建設したものです。現在の申請地の利用状況は、畑地の部分に趣味で観賞用の花を植えてある程度で、主な用途としては建物用地つまり宅地となっています。最近、亡夫からの相続登記をすることになり確認を進めたところ、建築確認申請は取得しているものの、土地については、農地法の許可が得られていないことが判明していたため、申請をされたものです。

申請地は本庄町の集落の東の端の位置する、農振白地の農地です。まず、立地基準に照らして判断しますと、周辺には住宅等が連たんしていることから、農地区分としましては第3種農地であると判断できます。第3種農地は立地基準上であり転用が可能です。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としましては、現況のまま農業用倉庫として利用されます。

周辺農地への被害防除措置等についてですが、雨水については現況のまま地面浸透とされる他、東側の農地との間には構造物が設置しており、影響は出ないようにしています。また、隣接農地所有者への接触、説明は行われており、問題ありません。

顛末書についても添付があり、今後は農地法を遵守する旨誓約をいただいております。その他必要書類も整っていることから、一般基準につきましても問題ないものと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について富江 文弘 推進委員、田附 隆司 委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いします。

○ 富江 文弘 推進委員

特に問題なし。

○ 田附 隆司 委員

事務局の説明のとおりで問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては会長許可とします。

【5条申請審議】

続きまして、

議第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

5条 1番案件

転用目的は自己用住宅用地で、売買による所有権の移転を伴います。

譲受人夫婦は現在大津市にお住まいですが、自身の住宅を建築するにあたり、実家の隣に家を建てたいとして申請されたものです。

申請地は、湖岸道路の薩摩町交差点から北東に100mほどの距離、薩摩町集落内に位置する、農振白地の農地です。まず、立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅、公共関連施設が連たんしていることから、農地区分としましては第3種農地であると判断できます。第3種農地は立地基準上であり転用が可能です。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としまして、転用敷地全体を住宅敷地として利用されます。周辺農地への被害防除措置等につきましてはですが、雨水排水については緩傾斜をつけて前面道路側溝に放流されるように施行されます。残る北側農地については、コンクリート壁を設置して影響が出ないようにされるため、問題ありません。

次に申請目的実現の確実性につきましては、資金計画としまして、工事見積書と住宅ローンの事前審査結果を添付いただいております、資金面の問題がないことを確認しております。その他、土地改良区の意見書等必要書類の添付も整っています。

これらのことから、一般基準につきましても問題ないものと思われます。

また、所有権移転を伴うにも関わらず筆の一部を転用するというのは違和感があると思いますが、今回分筆登記後の申請を予定されていたところ、それに際して本件とは別の所の公図訂正が必要となり、分筆手続きが遅れたとのこと。工期の都合上、先行して農地転用許可の手続きを進めたいという意向から、分筆前に転用申請されたものです。なお、農地の一部転用については分筆が必須とされていないため、問題ないものとなります。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について百々 明雄 推進委員、月田 晴男 委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いします。

○ 百々 明雄 推進委員

事務局の説明のとおり問題ありません。

○ 月田 晴男 委員

地元集落に後継ぎが戻ってくることはいいことであり、今後も続いていくと嬉しい。特に問題はありません。

○ 議長（田中 金二）

ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては会長許可とします。それでは、2番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

5条 2番案件

転用目的はゴルフ練習場で、売買による所有権の移転を伴います。

●●はゴルフ場を運営する会社です。ゴルフ場の運営は昭和55年からですが、開業当初はラウンド前に打つ練習する練習場がありませんでした。そこで会員の要望に応える形で昭和62年に隣接する農地の所有者と賃貸借契約を結び、練習場を作られました。今回、農地所有者との間で正式に土地の売買の話が挙がり確認したところ、農地法上の許可が取れていないことが判明したため、申請に至りました。

申請地は、小野町集落の北端付近から東に200m程離れた、佐和山側の斜面の傍に位置する、農振区域外の農地です。

まず、立地基準に照らして判断しますと、申請地は農業公共投資の対象となっていない、山間部に隣接した生産性の低い農地であることから、第2種農地と認定されます。第2種農地は代替性が無ければ立地基準上は許可が可能となりますが、ゴルフ場に隣接した申請地以外の周辺は第1種農地のため、代替性は無く、許可可能と考えられます。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としまして、現況のままゴルフ練習場として利用されます。周辺農地への被害防除措置等につきましてですが、申請地は主に里道水路に接している他、接する農地も山林化しているため、問題ありません。雨水排水については自然浸透の他、敷地内の既存水路から東側の水路へ放流されるようになっています。各種申請に必要な書類の他、顛末書についても添付があり、今後は農地法を遵守する旨の誓約をいただいております。

また、練習場の屋根および自販機の建屋については、このままだと建築基準法の違反となること

から、こちらも許可後に撤去を予定されております。

これらのことから、一般基準につきましても問題ないものと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、松宮 秀治 委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いします。

○ 松宮 秀治 委員

立会しましたが特に問題ない。

○ 議長（田中 金二）

違法な建築物も撤去されるとのことであり問題はない。他法令を適法に順守するよう、その旨を許可書に記載いただきたい。

○ 議長（田中 金二）

ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては会長許可とします。それでは、3番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

5条 3番案件

転用目的は資材置場で、売買による所有権の移転を伴います。

譲受人の●●さんは近隣に同規模の資材置場を借りて利用されていましたが、地権者から返還を求められており、同じ町内で同規模の資材置場を求めていたところ、売買の話がまとまったため、申請に至りました。

本件の隣接地は今年7月総会で許可となった資材置場です。7月許可分だけでは不足しているため近日中に追加分の転用を、と総会でお伝えをしていたところですが、今回その追加分の申請があったというところです。

申請地は、湖岸通りに面しており、新海町のローソンから200m程西に進んだ琵琶湖側、農振区域外の農地です。

まず、立地基準に照らして判断しますと、申請地は、甲種、1種、3種のいずれにも該当しな

いことから、第2種農地と判定されます。第2種農地は周辺の土地で目的が達成できる場合つまり代替性がある土地が周辺にあれば原則不許可とされていますが、申請地は元々の資材置場の近隣にあり、法人所在地も同町内であること、辺り一帯が市街化調整区域であることを考えると、代替性は無く、第2種農地ですが許可可能であると考えられます。

本当はこの部分を転用して四角形で使いたかったそうですが、一部相続登記未了の筆があり、相続人が調査しても判明しなかったため、やむなくこちらに拡張されたとのこと。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としまして、草木の伐採をされた後、表土をならし、全体を資材置場として利用されます。周辺農地への被害防除措置等につきましてですが、雨水は地下浸透とされる予定で、これについて、隣地への説明は済んでいます。

申請目的実現の確実性につきましては、資金計画として、見積書と残高証明書を添付いただいております。全て自己資金で賄えることから、資金面の問題がないことを確認しております。その他必要な書類の添付も問題ないことから、一般基準につきましても問題ないものと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について西田 忠彦 推進委員、田附 隆司 委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いします。

○ 西田 忠彦 推進委員

荒れ地になっているエリアであるため、転用されて管理されることはありがたい話。特に問題ありません。

○ 田附 隆司 委員

問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては会長許可とします。それでは、4番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

5条 4番案件

転用目的は資材置場で、売買による所有権の移転を伴います。

申請地は、地目が畑となっていますが、現況は●●の資材置場となっており、現在の代表の話によると、少なくとも今の代表のお祖父さんが代表を務めていた時から既に現在のような資材置場として利用していた記憶があるとのこと。今回、他の資材置場の整備にあたり、叔父名義となっている申請地も法人名義としたうえで、資材置場としてきちんと転用したいと申請されました。

申請地は、先ほどの3番案件からもう100m程西に進んだ、同じく農振区域外の農地です。

立地基準も先ほどの3番案件と同様の環境であることから詳細は割愛しますが、第2種農地で許可可能であると考えられます。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としまして、現況のまま、全体を資材置場として利用されます。周辺農地への被害防除措置等につきましてですが、雨水は地下浸透とされる予定で、これについて、隣地への説明も済んでいます。

その他必要な書類の添付も問題ないほか、顛末書の添付をいただいております、今後は農地法を遵守する旨の誓約をいただいております。以上のことから、一般基準につきましても問題ないものと思われれます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について西田 忠彦 推進委員、田附 隆司 委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いします。

○ 西田 忠彦 推進委員

特に問題ありません。

○ 田附 隆司 委員

事務局の説明のとおり問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては会長許可とします。それでは、5番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

5条 5番案件

転用目的は駐車場で、賃貸借による一時転用となります。

賃借人の●●さんは近隣にキッチンカーで出店をされており、これについては今年の5月の総会にて、3年間の一時転用許可を取得され、営業されています。ここには来客用の駐車場はありますが、キッチンカーのスタッフが停める駐車場が無く困っておられたところ、近隣の農地を持つ●●さんと賃貸借の話がまとまったため申請されました。

申請地は、湖岸道路沿い湖岸緑地南三ツ谷公園に隣接する農振地域外の農地です。

まず、立地基準に照らして判断しますと、湖岸道路で農地とは分断されており、周囲に住宅、公共関連施設が連たんしていることから、農地区分としましては第3種農地であると判断できます。第3種農地は立地基準上、転用が可能です。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としまして、土地全体を造成し、砂利敷きの駐車場とされます。周辺農地への被害防除措置等につきましては、雨水は地下浸透とされる予定で、これについて、隣地への説明は済んでいます。

申請目的実現の確実性につきましては、資金計画として、見積書と残高証明書を添付いただき、全て自己資金で賄えることから、資金面の問題がないことを確認しております。

その他必要な書類の添付も問題ないことから、一般基準につきましても問題ないものと思われます。

また、転用許可されるべき期間についてですが、通常、一時転用は許可日から3年間とされています。しかし本件についてはキッチンカーの従業員駐車場となりますので、許可する期間の終わりは、キッチンカーの転用許可の終わりに合わせ、令和8年5月9日までとしております。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について西田 忠彦 推進委員、田附 隆司 委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いします。

○ 西田 忠彦 推進委員

特に問題ありません。

○ 田附 隆司 委員

問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件については許可とします。推進委員も含めた審議案件は以上と

なります。推進委員の皆さんはご退席いただいても構いませんし、またご都合が許す方については引き続き定期総会にご参加いただいても構いません。

－ 推進委員退室 －

－ 農林水産課職員入室 －

続きまして、議第３９号 彦根市農用地利用集積計画（案）を議題として取り上げます。農林水産課より説明をお願いします。

○ 農林水産課（大橋 主事）

（ 彦根市農用地利用集積計画（案）を読み上げ ）

○ 議長（田中 金二）

ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

ただいまの彦根市農用地利用集積計画（案）は異議なく承認するというので、市長に報告いたしますので、ご了承願います。

続きまして、議第４０号 彦根市農用地利用集積等促進計画（案）を議題として取り上げます。農林水産課より説明をお願いします。

○ 農林水産課（大橋 主事）

（ 彦根市農用地利用集積等促進計画（案）を読み上げ ）

○ 議長（田中 金二）

ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

ただいまの彦根市農用地利用集積等促進計画（案）は、原案のとおり市長に報告いたしますので、ご了承願います。

農林水産課の職員さんは退席いただいて結構です。ご苦労さまでした。

－ 農林水産課職員退室 －

続きまして、報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

報告第28号 農地法第3条の3の規定による届出報告 今月は6件です。

報告第29号農地賃貸借の解約通知報告 今月は5件です。

報告第30号農業者の資格証明書交付状況報告 今月は1件です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。

ご質問も無いようですので、報告事項については終わります。

続きまして、局長専決報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（竹中 係長）

局専報告第15号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出報告です。今月は2件 面積286㎡です。

局専報告第16号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出報告です。今月は9件 面積は12638.91㎡です。

8番の川瀬馬場町の転用届出については、小字がカタカナの「ゲ」だけになっていますが、正確にはカタカナで「ゲホ」になります。「ホ」の字が登記簿の上では、変体仮名といわれる特殊な表記になっていまして、市役所のパソコンでは表示ができませんでした。正確にはゲホとなります。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。質問がなければ、それでは、慎重に審議いただきありがとうございます。これもちまして、10月定期総会を閉会させていただきます。ご苦労さまでした。